

年発 0708 第1号
令和 8 年 7 月 8 日

地方厚生（支）局長
市町村長（特別区の区長を含む。）
日本年金機構理事長

} 殿

厚生労働省年金局長
（公 印 省 略）

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

本日、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 225 号。以下「改正政令」という。）が公布され、令和 8 年 10 月 1 日に施行することとされたため通知する。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に当たっては、関係者に周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正内容

（1）所得基準額の改定について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号。以下「施行令」という。）第 1 条に規定する年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する政令で定める額を昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 806,700 円から 824,100 円に、同月 2 日以後に生まれた者については 809,000 円から 826,500 円に改める。（施行令第 1 条関係）

（2）補足的所得基準額の改定について

施行令第 6 条に規定する法第 10 条第 1 項に規定する政令で定める額を昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 906,700 円から 924,100 円に、同月 2 日以後に生まれた者については 909,000 円から 926,500 円に改める。（施行令第 6 条関係）

第二 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日